文

原判決を破棄する。

被告人を罰金壱万円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金弍百円を壱日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

本裁判確定の日から五年間選挙権及び被選挙権を有しない旨の公職選挙 法第二百五十二条第一項の規定はこれを適用しない。

訴訟費用は被告人の負担とする。

里

本件控訴の趣意は末尾添附別紙(弁護人三輪寿壮、同豊田求、同加藤真共同作成名義の公職選挙法違反控訴趣意書と題する書面)記載のとおりであるが、これに対し当裁判所は左のとおり判断をする。

第一点について

(その他の判決理由は省略する)。

(裁判長判事 小中公毅 判事 細谷啓次郎 判事 河原徳治)